

県南広域振興局長告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一関東部土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年5月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

農事組合法人こがねファーム理事 三浦道男 一関市千厩町小梨字落合48番地